

＜低炭素建築物認定申請 必要申請書類＞

(適合証添付の場合)

申請種別	書類名
新規 認定申請 (正・副)	認定申請書(第1面～第6面) ・建物の用途や規模により、使用する書面が変わります。
	手数料額計算書 ※1
	委任状 ※2
	適合証 ※3
	設計内容説明書、図面、計算書等 (登録住宅性能評価機関評価機関または登録建築物エネルギー消費性能 判定機関の押印のあるもの)
	建築確認申請の確認済証の写し
	確認申請書(第1面～第6面)の写し ※4
計画変更 認定申請 (正・副)	変更認定申請書
	手数料額計算書(変更認定申請) ※1
	委任状 ※2
	適合証(変更) ※3
	変更内容リスト (変更内容が変更認定申請書に書ききれない場合)
	変更図書(変更後図面の変更箇所に朱書きしたもの) (登録住宅性能評価機関評価機関または登録建築物エネルギー消費性能 判定機関の押印のあるもの)
	建築確認申請の計画変更に係る確認済証の写し
確認申請書(第1面～第6面)の写し ※5	

- ※1 手数料額計算書は北区ホームページからダウンロードできます。
- ※2 委任状に押印は不要です。
- ※3 適合証の原本は副本に綴じてください。
- ※4 法第54条第2項による申請を行う場合は別冊としてください。
- ※5 認定申請以降に、確認申請上の変更があった場合のみ添付してください。
- ※6 上記以外に必要な書類を求めることがあります。

＜ 認定申請する際の注意事項 ＞

- ◎小屋裏収納があり、「可動」はしご等以外で昇降する場合は、申請前に事前相談を行ってください。
- ◎北区では建築基準法第28条第1項における居室に必要な採光が取れないため、居室を「納戸」と称して居室として利用しないように注意喚起をしています。
納戸に居室となりえる設備(エアコン、TV端子、住宅用火災警報器)等を設ける場合は、申請前に事前相談を行ってください。
- ◎申請日と認定申請書に記載された着工予定日が近い場合には、申請時点で未着工であることが確認できる資料の提示を求めることがあります。

・認定後の手続きについては、別紙を確認してください。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事に際し、計画に変更があったとき、または工事が完了したときに、届出や報告書の提出が必要となります。

届出や報告書の提出にあたっては、紙面による提出（正・副あわせて2部を北区窓口へ持参いただくか、郵送にてお送りください）、電子メールによる提出、北区ホームページから電子申請フォームによる提出のいずれでも行うことができます。提出方法に応じて下記『ご連絡先』まで提出してください。

工事施工写真の提出が必要です

■ 認定を受けた建築物の工事を施工しているとき

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の施工状況が確認できる工事施工写真を書面により報告してください。次に掲げる項目について、新築等状況報告書（第七号様式）に必要な事項を記入及び写真を添付して、提出してください。

1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項が証明できるもの（外皮性能の基準）

- 屋根、天井、外壁、1階床、外気に接する床の断熱材等の施工状況がわかる写真。
- 窓及びドアの施工状況がわかる写真。
※各断熱部位が今回の設計仕様の『断熱材種類』と『厚さ』で『対象範囲全体に施工されている』ことを確認できるものとしてください。
※窓やドアが設計と同等以上の断熱性能を持っていることを確認できるものとしてください。
※サッシ種別や断熱材の厚さなど写真ではわかりにくい場合は出荷証明書などで補足してください。

2. 再生可能エネルギー利用設備の導入に関する基準が証明できるもの

- 太陽光発電設備の導入状況がわかる写真
※太陽電池モジュール（パネル）の型番または発電量、設置枚数及び設置方位が確認できるように撮影してください。
※パネルの型番や発電量など写真ではわかりにくい場合は出荷証明書などで補足してください。
※認定を受けた建築物に設置していることが確認できるように、太陽光発電設備が写り込んだ建物外観写真等を撮影してください。

工事完了時には報告が必要です

■ 認定を受けた建築物の工事が完了したとき

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面により報告が必要です。

1. 計画に従って建築工事が行われたことを建築士が確認した場合

- 工事完了報告書（第九号様式）
- 工事監理報告書（建築士法第20条第3項によるもの）の写し
- 建築確認申請の検査済証の写し

2. 前号に掲げる場合以外の場合

- 工事完了報告書（第十号様式）
- 当該建築物の建築工事施工者による発注者への工事完了報告書の写し（その他これに類するもの）
- 建築確認申請の検査済証の写し

認定の取り消しとなる場合があります

- 認定を受けた計画通りに建築工事が行われていないとき
認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われていない場合、改善命令を出す場合があります。改善命令に従わない場合、認定の取り消しとなる可能性があります。

こんなときは手続きが必要です

- 認定を受けた建築を取りやめようとするとき
低炭素建築物新築等計画の認定を受けた後、建築工事を取りやめるときは、建築取りやめ届（第八号様式）、および認定通知書（原本）を提出してください。
- 認定を受けた計画を変更しようとするとき
認定を受けた後、計画を変更するときは、軽微な変更該当する場合を除いて、新たに変更認定申請をする必要があります。
（計画に従って建築工事が行われていない場合、改善命令や認定の取り消しとなる可能性があります。）
- 軽微な変更をしようとするとき
次に掲げる軽微な変更該当するときは、新築等状況報告書（第七号様式）に必要な事項を記入して、提出してください。

軽微な変更（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条）

1. 新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期の変更で6ヶ月以内のもの
2. 変更後の低炭素建築物新築等計画が、認定の基準に明らかに適合するもの
 - ① 低炭素建築物の品質または性能を向上させる変更等
（当初認定された計画の添付図書に変更が生じる場合は、変更に係る図書の変更前・変更後の図書を添付してください。）
 - ② 認定建築主の変更
（所有者を判別するため、登記事項証明書や売買契約書の写し等の書類を添付してください。）
 - ③ 分筆等による地番の変更
（変更前・変更後の公図を添付してください。）

（軽微な変更該当するかご不明の場合は下記ご連絡先にお尋ねください。）

（ご連絡先）

〔窓口〕 北区 まちづくり部 建築課 設備審査担当（北区役所第一庁舎7階5番窓口）

〔郵送先〕 〒114-8508
東京都北区王子本町 1-15-22
北区 まちづくり部 建築課 設備審査担当

〔電話〕 03（3908）9184

〔電子メール〕 setsubi@city.kita.lg.jp

〔ホームページ（様式の入手、電子申請）〕

東京都北区公式ウェブサイト 低炭素建築物新築等計画の認定申請について
<https://www.city.kita.lg.jp/dev-environment/construction/1018296/1009377/1009378.html>

東京都北区公式ウェブサイト 申請・手続き検索
https://www.city.kita.lg.jp/shinsei_tetsuzuki_search.html